

平成 27 年 9 月 8 日

農薬 6 品目の食品安全基本法第 24 条 に基づく意見聴取について

1. 経緯

国内で使用（食品として供される農畜水産物の生産における使用をいう。）がない農薬について、米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）における使用状況及び残留基準の設定状況等の確認、及びコーデックス基準の確認等を行っている。今般、農薬 6 品目（別紙参照）については、我が国に輸入される食品に残留する可能性は極めて低いと考えられることから、当該 6 品目に係る暫定基準を一括削除することについて、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項に基づき、食品安全委員会に意見を聴取するものである。併せて、クロロベンジレート及びチオメトンについては、ポジティブリスト制度導入前に設定された残留基準を含むことから、その削除について同条第 1 項第 1 号に基づき意見を聴取する。

2. 意見聴取を行う物質の概要

意見聴取を行う農薬 6 品目の概要は以下のとおりである。

- (1) 国内における登録がなく、今後も申請される予定はない。（6 品目）
- (2) コーデックス基準が設定されておらず、今後も当該基準が設定される見込みがない。（6 品目）
- (3) 海外主要国における残留基準の設定状況は、以下の a) 又は b) のとおりである。
 - a) いずれの海外主要国においても残留基準が設定されていない。
（4-アミノピリジン）
 - b) いずれかの海外主要国において残留基準が設定されているが、その使用方法等について登録がない。（4-アミノピリジンを除く 5 品目）
- (4) 過去 5 年間の輸入時検査の結果において、検出事例がない。
（クロロベンジレート、チオメトン、チフェンスルフロンの 3 品目）
- (5) 45 カ国・1 地域の製造、輸入及び販売実績等の委託調査において、流通実績*が確認されていない。（4-アミノピリジン、クロロベンジレート、ジノセブ、トリクロロ酢酸ナトリウム塩の 4 品目）

※ 2008 年～2012 年のうちの 1 年間の有効成分ごとの流通実績。

調査年は国によって異なる。

上記（１）～（５）より、我が国において当該６品目が残留する食品が流通する可能性は極めて低く、基準値を削除しても支障はないと判断できるとともに、食品に残留する実態のない農薬の基準値を維持し続けることは適当ではないと考えられる。

3. 今後の予定

上記６品目については、食品安全基本法第２４条第１項第１号及び第２項の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴き、薬事・食品衛生審議会において、基準値の一括削除について審議を行う。

なお、基準値を削除した場合、当該６品目については一律基準の 0.01 ppm が適用されることになる。

海外主要国における残留基準設定状況

	品目名	英名	主な用途	残留基準等設定状況(海外主要国)			
				基準が設定されていないもの	分析法の定量下限を基準値としているもの	定量下限以外の基準値が設定されているもの	基準値
1	4-アミノピリジン	4-AMINOPYRIDINE	農業 鳥類忌避剤	○			
2	クロロベンジレート	CHLOROBENZILATE	農業 ダニ駆除剤		○		EU: 定量下限値
3	ジノセブ	DINOSEB	農業 除草剤		○		EU: 定量下限値
4	チオメトン	THIOMETON	農業 殺虫剤・殺ダニ駆除剤		○	○	豪州: 穀類、果実等1ppm 畜産物等は定量下限値
5	チフェンスルフロン	THIFENSULFURON	農業 除草剤		○	○	豪州: 乳0.01ppm、他は定量下限値 チフェンスルフロンはチフェンスルフロ ンメチル [※] を指すことを確認。
6	トリクロロ酢酸ナトリウム塩 (TCA)	SODIUM TCA	農業 除草剤			○	カナダ: 大麦、エンバク0.5ppm

※チフェンスルフロンのメチルについては評価依頼済み。
日本、豪州、及びEU等で登録されている。